

武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクトに伴うプロポーザルに関する質問回答書(第2回目)

番号	資料名	頁数	項目	質問事項	回答
1	全般	—	リスク分担について	本プロポーザルの実施要領には受発注者のリスク分担について記載されている項目がありません。想定外の大規模自然災害や設計と条件と現場との大きな差異が認められた場合、条例や法規の改正により条件を満たせなくなった場合など、想定されるリスクを一覧表にし、受発注者のリスク分担を明確にしておく必要はないでしょうか。	現段階では、下記質問番号2に示す「契約約款」、「覚書(案)」、「プロジェクト仕様書」で示す内容でリスク分担の判断をして下さい。 必要に応じて、覚書、各業務委託、設計委託、工事請負契約を締結時に詳細協議の上、決定とします。
2	全般	—	支払条件について	本プロポーザルの実施要領には支払い条件について記載されている項目がありません。契約書(案)を提示していただき、支払い条件を確認させていただけないでしょうか。	本プロジェクトに伴う特別な契約書はありません。 市が各種業務委託、設計委託(建築設計)、工事請負契約の際に契約書に添付する契約約款は、本市ホームページに公開していますので、下記アドレスにてご参照下さい。 支払い条件についても、契約約款にて確認下さい。 http://www.city.musashino.lg.jp/shisei_joho/keiyaku_nyuu_satsu/1017539/1017540.html
3	全般	—	参考図の情報提供	武蔵野市エコプラザの現状受変電設備概要図(単結や平面図など)があれば参考図面として情報提供いただけませんか。	エコプラザ(仮称)の受変電設備は新設になります。現在、新規受変電設備仕様(単結や配置平面図等)は決定していません。現在想定している受変電設備設置箇所は、エコプラザ(仮称)用蓄電池本体を設置する近傍の建物北側1階又は2階の居室に高圧受変電設備を設置する想定をしています。(最終決定ではないことをご理解下さい)
4	仕様書4 蓄電池システム 整備工事仕様書	7	完成図書	CEMS、蓄電池、BEMSの保守メンテナンス費用、ランニングコストなども概算しようと考えておりますが、15年間の運用を前提に算出で問題ないでしょうか。また、蓄電池は1日一回50%以上の放電深度で15年間利用を見込めるものと記載されていますが、蓄電池劣化に伴う容量低下の下限値などは仕様がございますでしょうか。	本仕様書では、運用期間を特に定めていませんので、運用期間は任意で提案して下さい。また、蓄電池劣化に伴う容量低下の下限値も定めていませんので、放電深度50%以上で毎日1回以上の充放電を15年繰り返し利用が見込めるものを前提に提案して下さい。
5	仕様書4 蓄電池システム 整備工事仕様書	9	主要機器基本仕様	蓄電池PCSの運用方法に関する必須機能については、下記の解釈でよろしいでしょうか。 <要求仕様> ・単独運転状態になった場合は運転停止、解列すること。 ・各施設から系統への逆潮流は禁止すること。 ・非常時(停電時)は各施設の重要負荷に対して自立運転で電力供給すること。 ・平常時は各施設のデマンドのピークシフトを行い、更に武蔵野クリーンセンター(CEMS)からのDR指示をもとに上げDRor 下げDRが可能なこと。 ・上記の非常時の運転と平常時の運転は、系統側を常時監視し自動的に切り替わり運転可能なこと。	本仕様書の第2章主要機器基本仕様の通りです。
6	仕様書4 蓄電池システム 整備工事仕様書	10	特記事項	(5)の蓄電池システムの期待寿命としては、放電深度50%以上で毎日1回以上の充放電を15年繰り返し利用が見込めるものとするとの記載があります。(ビルエネルギーマネジメントシステム整備工事の仕様書には同様の記載は無し) その他システム機器等の保証についてはメーカー保証の範囲内と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
7	仕様書4 蓄電池システム 整備工事仕様書	12	現場管理	資材置場、資材搬入路、仮設事務所等については、原則として工事範囲内に設置するものとするとの記載がありますが、用地に関しては無償にて借用できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
8	仕様書4 蓄電池システム 整備工事仕様書	14	整備工事監理	受注者は、市が別途委託する整備工事監理受注者が行う・・・との記載がありますが、市が別途委託する整備工事監理者及び発注者向けの仮設事務所等については設置する必要はないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
9	仕様書5 ビルエネルギー マネジメント システム整備工事	4~10	整備事業概要 主要機器基本仕様	BEMSのエネルギー管理システム機能については、下記の解釈でよろしいでしょうか。 <要求仕様> ・武蔵野総合体育館設置の蓄電池と連携しながら、体育館のデマンドのピークカットを行えること。 ・武蔵野クリーンセンター(CEMS)からのDR指示をもとに、今回設置予定(3施設)の蓄電池システムと連携し上げDRor 下げDRが可能なこと。 ・エネルギーの使用状況の可視化。	本仕様書の2. 整備事業概要(4) 整備事業範囲及び第2章主要機器基本仕様の通りです。
10	仕様書5 ビルエネルギー マネジメント システム整備工事	12	現場管理	資材置場、資材搬入路、仮設事務所等については、原則として工事範囲内に設置するものとするとの記載がありますが、用地に関しては無償にて借用できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
11	仕様書5 ビルエネルギー マネジメント システム整備工事	14	整備工事監理	受注者は、市が別途委託する整備工事監理受注者が行う・・・との記載がありますが、市が別途委託する整備工事監理者及び発注者向けの仮設事務所等については設置する必要はないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
12	別添参考資料	—	番号19 市総合体育館 現況設備 管理システム概要図 (盤寸法図、自動制御機 器、中央監視入出力図)	既設のBEMSの入出力仕様が記載されておりますが、BEMSの納入範囲はこの資料に記載の「リモートコントロールユニットRS DDS」までの範囲であり、入出力仕様も既設同等と考えて問題ないでしょうか。	ご理解の通りですが、最終的な仕様は「蓄電池システム等整備に伴う詳細設計業務委託」で決定とご理解下さい。
13	別添参考資料	—	番号20 市総合体育館 現況設備 管理システム概要図 (中央監視一覧表①)	監視点一覧表の下記の項目は「電流」でしょうか。(同一名称のポイントが2つございますが、質問の対象は「計測・その他」の項目です) ・高圧き電盤(1) ・高圧き電盤(2) ・フル棟き電盤(2) ・キュービクル 屋外	ご理解の通り、電流のポイントとお考え下さい。

14	別添参考資料	—	番号20 市総合体育館 現況設備 管理システム概要図 (中央監視一覧表①)	蓄電池、CEMSと連動させるために電力(W)の計測が必須であると考えます。現状の監視点一覧表には「電力」の記載がございませんが、以下の箇所の「電力」をBEMS 側に取り込むためのI/F はございますでしょうか。 ・高圧受電盤 ・F1~F4	現状設備には、以下の電力量ポイントがあり、インターフェイスはバルス入力となります。 ■高圧受電盤 電力量 ■高圧き電盤1 電力量 ■高圧き電盤2 電力量 ■プール様き電盤1 電力量 ■キュービクル屋外 電力量
15	別添参考資料	—	番号25 総合エネルギー マネジメント 全体構想図	熱源・空調・照明設備等が省エネ改修されるとの記載がございます。改修内容によっては、BEMS-熱源・空調・照明設備間の入出力仕様が大きく変わることが予想されます。「空調」「照明」「熱源」のそれぞれに關しまして入出力仕様に変更があるか、変更がある場合はどのような変更かご教示いただけないでしょうか。 例)空調はダイキン製エアコンを採用し、制御は通信プロトコル「BACnet」を使用して行う等	新設される設備はありません。 劣化改修(省エネ化含む)で更新する機器としては、「温水プール用エアハンドリングユニット」、「総合体育館用吸収式冷凍機」、「総合体育館用電気ヒートポンプ」が予定されています。入出力仕様については、現段階では変更はないものとお考え下さい。制御・監視ポイント等各種仕様は、既存仕様より最適かつスマートな館内全体のエネルギー管理を行える仕様で提案して下さい。
16	実施要領	4	7応募資格要検討 (2) 応募者の資格	件」を満たすことが前提となっております。 これに対し、弊社は次の体制での参画を企画しています。 (具体的な企業名はここでは伏せます) 事業1 面的利用拡大調査 A社 事業2 蓄電池詳細設計 A社 ※C社(蓄電池そのものの設計) 事業3 蓄電池工事 B社 ※C社(蓄電池製作) 事業4 BEMS工事 B社 ※C社(BEMS製作) 事業5 総合エネマネ A社 ※C社(エネマネ技術要件の検討) この場合、幹事企業及び構成企業は各事業の契約先となるA社とB社になると考えますが、本チームの特徴は単なる納入メーカーではない高度な蓄電・エネルギーマネジメントシステムの設計・製作を行うことができるC社を含むことにあります。ただしC社は製作会社となるため、武蔵野市様に限らず公共の入札参加資格は保有しません。 (経産省のエネマネ実証事業の参加実績はあります。) この時、構成企業を記載する様式等にC社を準構成企業として加えて参加申請を行いたいと考えています。 趣旨は、C社が本体制に明確に含まれることで、単なる協力会社ではなく、責任ある参画を貴市に対してお示するとともに、蓄電システム等に関する経産省のエネマネ実証事業等の実績を持つ体制であること、調査・計画・設計・製作・施工・効果計測までの一貫した体制を構築したことをお示しすることです。 上記、C社を準構成企業として、記載することは構わないでしょうか。	ご理解のとおり、構成企業については、実施要領に記載の要件等を満たす必要があります。 このことから、準構成企業は、構成企業にはあたりません。 提案として記載いただくことは可能ですが、構成企業と準構成企業が明確に確認できるように記載してください。
17	実施要領	8	2提出書類・図書等	同種の実績に添付する契約書(写)について、実績として機器納入が多く契約書がない場合があるため、代わりに注文書(写)と請書(写)を添付することでもよろしいでしょうか。	ご質問に記載のとおり、契約書の代わりに注文書(写)と請書(写)を添付してください。